

情報公開規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人隊友会（以下「本会」という。）が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び本会定款に定めるところによる情報公開について、必要な事項を定めることを目的とする。

(法人の責務)

第2条 本会は、この規則の解釈及び運用にあたっては、定款第65条に規定する資料につき一般の閲覧に供することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう配慮しなければならない。

(利用者の責務)

第3条 定款65条に規定する資料を閲覧した者は、これによって得た情報を本来の目的以外に使用してはならない。

(管理)

第4条 本会の情報公開に関する事務は、本会事務局が統括管理する。

(情報公開の対象資料等)

第5条 本会において情報公開の対象とする資料（以下「公開対象資料」という。）は、定款65条に規定するものとする。

2 公開対象資料は、一般の閲覧に供するものとする。この場合においては、正当な理由がないときは、閲覧の請求を拒むことができない。

- 3 定款第65条第1項第2号（理事及び監事名簿）又は第3号（正会員名簿）について、本会会員以外の者から閲覧の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、これらの閲覧をさせることができる。謄写の請求があった場合は、これを認めない。
- 4 公開対象資料は、本会が定める場所に常時備え置くものとする。
- 5 公開対象資料の備え置く期間は、次のとおりとする。
 - （1）定款第65条第1項第4号（事業計画書）、第5号（収支予算書）及び第6号（資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）の書類については、当該事業年度の末日までの間、当該書類を本会事務局に、備え置かなければならない。
 - （2）定款第65条第1項第2号（理事及び監事名簿）及び第9号（貸借対照表）から第14号（理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類）までの書類については、5年間本会事務局に、据え置かなければならない。

（閲覧場所）

第6条 公開対象資料の閲覧場所は、本会事務局とする。

- 2 閲覧の日は、本会事務局の休日以外の日とし、閲覧の時間は本会の業務時間内とする。

（閲覧の申請手続き）

第7条 本会の公開対象資料の閲覧を希望する者は、閲覧申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、事務局長に提出しなければならない。

- 2 事務局の情報公開事務担当者は、前項の閲覧申請を受理したときは、閲覧受付簿（第2号様式）に必要事項を記載しなければならない。
- 3 閲覧者から閲覧している資料について説明を求められたときは、事務局長があらかじめ指定した者が説明し、その経過は質疑応答簿（第3号様式）に記載しておかなければならない。

4 前項の説明に当たっては、本会の業務運営上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。

(電磁的記録)

第9条 公開対象資料が電磁的記録をもって作成されている場合の閲覧請求等については、法令の定めるところによる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

- 1 この規則は、本会の設立登記のあった日（平成23年4月1日）から施行する。
- 2 この規則は、原則として、平成23年度以後において作成した公開対象資料について適用する。

閲 覧 申 請 書

公益社団法人隊友会
理 事 長 殿

申請年月日 平成 年 月 日

申 請 者 _____

申請者住所 〒 _____

電話番号 _____

[閲覧の目的]

[閲覧対象資料] (該当するものを○で囲んでください。)

- ①定款 ②理事及び監事名簿 ③正会員名簿 ④事業計画書 ⑤収支予算書
- ⑥資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 ⑦事業報告
- ⑧事業報告の附属明細書 ⑨貸借対照表 ⑩正味財産増減計算書
- ⑪貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- ⑫財産目録 ⑬監査報告
- ⑭理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- ⑮運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- ⑯総会及び理事会の議事録 ⑰その他法令で定める帳簿及び書類

質 疑 応 答 簿

番号	年月日	質疑者氏名	質疑事項	応答者氏名	応答内容